



事 務 連 絡  
平成24年5月24日

各都道府県福祉人材確保対策ご担当者殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

実務者研修の受講にあたっての「成長分野等人材育成支援事業奨励金」及び「キャリア形成促進助成金」の活用について

福祉人材確保対策の関係では、平素よりお世話になっております。

昨年6月の介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士介護福祉士法の一部改正により、実務経験ルート介護福祉士国家試験の受験者については、平成27年度国家試験より、実務者研修の修了が必要となりました。

実務者研修の受講にあたり、働きながら受講するための支援策として、標記の奨励金及び助成金について管内の事業所において活用いただけるよう、参考までに別紙のとおり資料を送付しますので、周知方よろしく申し上げます。

実務者研修における「成長分野等人材育成支援事業奨励金」

及び「キャリア形成促進助成金」の活用について

- 働きながら研修を受講するための支援策として、上記2つの助成金を活用いただくことも可能です。
- 「成長分野等人材育成支援事業奨励金」については、1年間（訓練に必要な時間数が確保される場合は6ヶ月以上）の期間による職業訓練計画を雇用主が作成し、OFF-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施することにより、1訓練コースにつき対象者1人あたり20万円を上限として奨励金を支給する仕組みです。
  - ※ 現在通信教育は対象外とされているが、別添のような学習記録を受講者がつけて雇用主に提出することにより、奨励金の対象となるよう、事業の見直しを予定。
  - ※ 本事業は、24年度までの奨励金とされており、24年度末までに、職業訓練計画を作成して申請する必要があります。
- 一方で、「キャリア形成促進助成金」については、雇用する労働者に職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させることを内容とする職業訓練等を受けさせる事業主に対して助成金を支給する仕組みです。
  - <経費助成>
    - ・業務の遂行の過程外で行われる職業訓練について、訓練に要した経費の3分の1に相当する額を支給（一般職業訓練の場合）
  - <賃金助成>
    - ・訓練の実施時間に対して支払われた賃金の3分の1に相当する額を支給  
→ 賃金助成については、成長分野等人材育成支援事業奨励金による訓練助成と併給可能だが、賃金助成を受けるためには、訓練の実施時間に「賃金」が支払われることが要件とされています。
- 各助成金には、上記以外にも支給要件があります。詳しくは、添付のパンフレットを参照下さい。

(様式例) 実務者研修施設における訓練時間数確認票申告票

実務者研修に関し以下の通り通信教育で履修したことを申告します。

学校名：

氏名：

修業期間：○年○月○日～○年○月○日

科目	学習日 (○年○月○日)	学習時間
人間の尊厳と自立 (5時間)	(例) 平成24年10月15日 :	(例) 20時00分～21時00分 (計60分) : (科目計) ○分 (○時間)
社会の理解 I (5時間)		
社会の理解 II (30時間)		
介護の基本 I (10時間)		
介護の基本 II (20時間)		
コミュニケーション技術 (20時間)		
生活支援技術 I (20時間)		
生活支援技術 II (30時間)		
介護過程 I (20時間)		

介護過程Ⅱ (25 時間)		
介護過程Ⅲ (スクーリング) (45 時間)		
発達と老化の理解Ⅰ (10 時間)		
発達と老化の理解Ⅱ (20 時間)		
認知症の理解Ⅰ (10 時間)		
認知症の理解Ⅱ (20 時間)		
障害の理解Ⅰ (10 時間)		
障害の理解Ⅱ (20 時間)		
こころとからだのしくみⅠ (20 時間)		
こころとからだのしくみⅡ (60 時間)		
医療的ケア (50 時間以上)		
計	○日 (○ヶ月) ※修業期間 6 ヶ月以上	○分 (○時間) ※履修時間 450 時間以上

# 実務者研修について

## 1. 実務者研修の概要

- 平成27年度国家試験より、実務経験3年以上による介護福祉士国家試験受験受検者に、新たに「実務者研修」(450時間。修了期間6ヶ月以上。)の修了が義務付けられる。

研修の読替を可能とする

過去に受講したヘルパー  
2級研修や認知症研修を  
読替え

→実務者研修を一部免除

社協や事業者団体等の研  
修も、要件を満たせば読  
替可能に

## 実務者研修 (450時間)

<研修内容>

- ・ 社会福祉制度 (介護保険等)
- ・ 認知症の理解
- ・ 医療の知識
- ・ 障害の理解
- ・ 介護技術
- ・ 介護過程
- ・ たんの吸引、経管栄養 等

受講しやすい環境整備

数年かけて少しずつ研修を修了  
すればよい

通信教育の積極的活用

多様な主体による研修実施

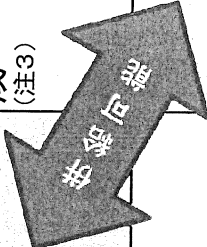
身近な地域で受講できるよう、  
スクーリングの委託を可能

## 2. 実務者研修の受講支援策

- 修学資金貸付事業 → 貸付対象に実務者研修受講者を追加。
- 一定条件の下、成長分野等人材育成支援奨励金とキャリア形成促進助成金の対象となる。
- 教育訓練給付制度 → 教育訓練給付制度の指定を受けた講座を受講する場合、教育訓練給付の対象となる。
- 福祉・介護人材キャリアパス支援事業 → 一定の内容、時間等が担保されている研修を履修認定の対象に。

介護分野における訓練に係る成長分野等人材育成支援奨励金とキャリア形成促進助成金の活用

	成長分野等人材育成支援奨励金(注1)	キャリア形成促進助成金
訓練(OFF-JT)費用	1人1コース20万円を上限として、実費を助成(注2)	1/2(中小企業(※))又は1/3(大企業)を助成(注3)
訓練(OFF-JT)を実施する時間に係る賃金	助成されない	1/2(中小企業(※))又は1/3(大企業)を助成



(※) 中小企業とは、資本金又は出資額が3億円以下、又は常時雇用する労働者が300人以下

(注1) 健康、環境分野及び関連するものづくり分野が対象であり、介護分野は当該分野に該当する。

(注2) 会社の規模は問わない。支給総額に上限なし。

雇用期間の定めなく従業員を雇い入れ、又は他分野から配置転換した労働者を対象に、原則1年間の職業訓練計画を作成し実施

(注3) 上限額の制限があり、300時間未満は5万円、300時間以上600時間未満は10万円、600時間以上20万円  
支給総額の上限は500万円(介護事業所の場合)

大企業は非正規労働者(※)のみ対象

中小企業は正規労働者を対象する場合の助成率は1/3

(※) 「非正規労働者」は次のいずれかに該当する者

- ・雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が正社員の1週間の所定労働時間に比べて短く、かつ、30時間未満である労働者
- ・雇用期間の定めのある労働者